

学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

【基本的な考え方】

いじめは、学校の内外に関わらず一定の人間関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。また、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものであり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもある絶対に許されない行為である。したがって、本校では全ての生徒がいじめを行わず、いじめを受けず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめの防止等の対策を行う。基本的には、「未然防止」、「早期発見」、「事実確認」、「早期対応」、「重大事態発生」の視点に立ち、様々ないじめの問題に関する教員・生徒の理解を深め、いじめを防止することを旨とする。

【生徒】

いじめをしない、いじめをさせない、いじめを見逃さない。

【学校・教職員】

本校の教員は、いじめが行われず、または、看過されず、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるように努める。そのために、この基本方針は学校 HP で周知し、保護者や地域、関係機関との連携を図る。また、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し再発防止に努める。

2 基本的な方針

(1) 本校におけるいじめ防止に関する措置(未然防止、早期発見)

- ① 学校として、いじめについて「しない、させない、見逃さない」をモットーに、いじめ防止を学校の重点目標とする。
- ② いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ防止対策校内委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、生活指導部員、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。

〈活動〉(ア)いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

(イ)いじめ防止に関すること

(ウ)いじめ事案に対する対応に関すること

(エ)いじめが心身に及ぼす影響、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること

〈開催〉「いじめ防止対策校内委員会」は、年度当初、1学期末、年度末の3回を定例会とする。いじめ事案発生時は緊急開催とする

- ③ 生徒の規範意識を高め、人間関係づくりの力を向上するため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び豊かな体験活動の充実を図る。
- ④ 教職員が生徒と接する機会を多く持ち、生徒との人間関係を構築し、生徒の良さや個性を伸ばすよう努力するとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己肯定感の育成のため、所属意識を高める学級づくりを行う。
- ⑤ 保護者、地域、関係機関との連携を図るとともに、いじめ防止について生徒が主体的に取り組もうとする活動を支援する。

- ⑥ いじめ防止へ理解を深めるために、人権作文や集会(全校・学年)等を実施する。
- ⑦ いじめに関する授業を全学級で年間3回実施する。(6月・10月・2月)
- ⑧ いじめの早期発見のため、生徒に定期的なアンケート調査、校内研修を実施する。
 - 生徒対象のいじめアンケート調査と聞き取り 年3回(6月・11月・2月)
 - いじめアンケート調査を踏まえた校内研修 年3回(6月・11月・2月)
 - 教育相談を通じた教員による生徒からの聞き取り(教育相談週間) 年2回

⑨ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行えるよう、次の体制を整備する。

- 「SOS の出し方に関する教育」に関する授業を年1回実施する
- スクールカウンセラーの活用
- いじめ相談窓口の設置(基本は特別支援コーディネーター)

⑩ インターネット、SNS 等によるいじめについて

情報の特性を踏まえ、インターネット及び SNS 等を通じて行われるいじめを、防止かつ効果的に対処できるよう、必要な啓発活動(情報モラル教育)を行う。セーフティ教室、SNS の適切な使用室などを通して継続的に指導していく。

(2) 本校におけるいじめに対する措置(事実確認、早期対応)

- ① いじめに関わる相談を受けた場合は、相談を受けた生徒の人権に配慮しつつ、速やかに事実の確認を行う。
- ② いじめの事実を確認した場合は、いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒を守るために、全教員での情報共有を図るとともに、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。なお、事実確認、指導経過は時系列にしたがって記録する。
- ③ いじめを受けた生徒等のために必要があると認められる場合、保護者との理解のもと、養護教諭及びスクールカウンセラー等によるメンタルヘルスケア、一定期間の別室における学習指導、家庭訪問等の措置を講じ、自身や自己肯定感の回復に努める。
- ④ いじめを行った生徒には、いじめを許さないという毅然とした態度で指導するとともに、行為の背景を探り、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携し、いじめをするに至った自分の心を振り返らせ、2度といじめを起こさない意識を育成する。
- ⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。
- ⑥ いじめの事実を受け止め、学級及び授業等における人間関係を改善する工夫を行うとともに、保護者及び地域と課題の共有、連携をしながら、いじめのない学校づくりを行う。

(3) 本校におけるいじめに対する措置(重大事態発生時)

① 重大事態とは

- 生徒が自殺を企図した場合
- 生徒に精神性の疾患が発症した場合
- 生徒が身体に重大な障害、傷害を受けた場合
- 生徒が金銭を奪われた場合
- 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合

- ② 重大事態が発生した旨を、北区教育委員会に速やかに報告する
- ③ 北区教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ④ 前項の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 前項の調査結果については、個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、いじめを受けた生徒・保護者等に対し、事実関係その他の必要な情報を真摯かつ適切に提供する。

(4) その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。